

半田市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号指定事業者の
指定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）に定めるもののほか、法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者（以下「第1号指定事業者」という。）の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第115条の45の5第1項の規定による申請は、半田市介護予防・日常生活支援総合事業第1号指定事業者指定申請書（様式第1号）により行うものとする。

(第1号指定事業者の指定)

第3条 市長は、前条の申請があった場合においては、当該申請をした者（以下「申請者」という。）について第1号指定事業者の指定の適否を審査するものとする。

2 市長は、前項の規定により審査した結果、第1号指定事業者の指定を行うときは、当該申請者に半田市介護予防・日常生活支援総合事業第1号指定事業者指定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 前項の規定による第1号指定事業者の指定の有効期間は、当該指定の日の翌日から起算して6年間とする。

4 前項の規定にかかわらず、法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業及び法第8条第2項に規定する訪問介護又は法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業及び法第8条第7項に規定する通所介護（法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護を含む。以下同じ。）を一体的に運営（同一法人が同一建物内において一体的に運営している場合をいう。）している第1号指定事業者の指定の有効期間は、それぞれ法第8条第2項に規定する訪問介護又は法第8条第7項及び法第8条第17項に規定する通所介護の指定の有効期間とすることができるものとする。

(指定の拒否)

第4条 市長は、前条に規定する第1号指定事業者の指定を行うことにより、半田市介護保険事業計画に定める地域支援事業に係る計画量を超過する場合その他の市における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に支障が生じると認められる場合におい

ては、当該事業者の指定を行わないことができる。

(変更等の届出)

第5条 第1号指定事業者の指定を受けた者が、当該指定にあたり申請した事項を変更するときは、半田市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業指定申請事項変更届出書(様式第3号)により、第1号事業を廃止、休止又は再開するときは、半田市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業廃止・休止・再開届出書(様式第4号)により市長に届け出なければならない。

2 前項に規定する届出書は、届け出るべき事由が発生した日の翌日から起算して、十日以内に市長に提出しなければならない。

(事業者情報の公表及び提供)

第6条 市長は、第3条に規定する指定、第4条に規定する指定の拒否又は第5条に規定する届出書の受理をしたときは、当該指定、指定の拒否又は届出書の受理(以下「指定等」という。)に係る事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 第2条の申請をした者、当該者の主たる事業所の所在地並びに代表者の氏名及び住所

(2) 事業所の名称及び所在地

(3) 指定等の年月日

(4) 事業開始年月日

(5) 運営規程

(6) 介護保険事業所番号

(7) 前各号に掲げるもののほか、公表することが適当と市長が認める情報

2 市長は、前項各号に掲げる事項を、愛知県、国民健康保険団体連合会その他の機関に提供することができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業における第1号指定事業者の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱の規定に基づく第1号指定事業者の指定の手續その他の行為は、この要

綱の施行前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

半田市介護予防・日常生活支援総合事業
第1号事業者指定申請書

年 月 日

半田市長 様

所在地

申請者 名称

代表者職名・氏名

介護保険法介護保険法第115条の45の5第1項に規定する事業所に係る指定を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ					
	名称					
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 -)		都道府県	市区町村	
	連絡先	電話番号			FAX番号	
		Email				
	法人等の種類					
代表者の職名・氏名・生年月日	職名	フリガナ		生年月日		
		氏名				
代表者の住所	(郵便番号 -)		都道府県	市区町村		
法人の吸収合併又は吸収分割における指定申請時に <input checked="" type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>	
指定事業受けのよ種類とする	同一所在地において行う事業等の種類	指定申請対象事業等(該当事業に○)	既に指定(登録)を受けている事業等(該当事業に○)	指定申請をする事業等の開始予定年月日	様式	
	訪問型サービス現行サービス型				付表1	
	訪問型サービスA介護専門型					
	訪問型サービスB(生活支援型・地域支えあい型)					
	通所型サービス現行サービス型				付表2	
	通所型サービスA介護専門型					
	通所型サービスB地域支えあい型)					
既に指定(登録)を受けている事業所の種類(該当に○)	訪問介護			/		
	訪問型サービス現行サービス型					
	通所介護					
	通所型サービス現行サービス型					
地域密着型通所介護						
介護保険事業所番号	(既に指定又は許可を受けている場合)					
指定を受けている他市町村名						
医療機関コード等	(保険医療機関として指定を受けている場合)					

- 備考 1 「指定申請対象事業等」「既に指定(登録)を受けている事業等」欄は、該当する欄に「○」を記入してください。
- 2 法人等の種類は、「社会福祉法人(社協以外)」、「社会福祉法人(社協)」、「医療法人」、「社団・財団」、「営利法人」、「非営利法人(NPO)」、「農協」、「生協」、「その他法人」、「地方公共団体(都道府県)」、「地方公共団体(市町村)」、「地方公共団体(広域連合・一部事務組合等)」、「非法人」、「その他」のいずれかを記入してください。
- 3 様式右上の申請者と様式中央の申請者欄の所在地情報は必ず一致させる必要はありません。また、申請者欄の所在地情報は、基本 登記事項証明書の内容を記載しますが、建物名や部屋番号の記入も可能です。

殿

半田市長

半田市介護予防・日常生活総合事業第1号指定事業者指定通知書

介護保険法第115条の45の5第1項に規定する半田市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業サービス事業者（ ）として指定します。

記

1. 申請者名称
2. 申請者所在地
3. 代表者氏名
4. 事業所名及び所在地
5. 介護保険事業所番号
6. 指定年月日

年 月 日

様式第3号（第5条関係）

半田市介護予防・日常生活支援総合事業第1号指定事業者申請事項変更届出書

年 月 日

半田市長 様

所在地

申請者 名称

代表者職名・氏名

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

	介護保険事業所番号
指定内容を変更した事業所等	名称	
	所在地	
サービスの種類		
変更年月日		年 月 日
変更があった事項（該当に○）		変更の内容
事業所の名称	（変更前）	
事業所の所在地		
申請者の名称		
主たる事務所の所在地		
法人等の種類		
代表者の氏名、生年月日及び住所		
登記事項証明書・条例等（当該事業に関するものに限る。）	（変更後）	
事業所の建物の構造及び平面図並びに設備の概要		
利用者の推定数、利用者の定員		
事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所		
サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴		
運営規程		
その他		

- 備考 1 「（参考）変更届への標準添付書類一覧」を確認し、必要書類を添付してください。
- 2 法人等の種類は、「社会福祉法人（社協以外）」、「社会福祉法人（社協）」、「医療法人」、「社団・財団」、「営利法人」、「非営利法人（NPO）」、「農協」、「生協」、「その他法人」、「地方公共団体（都道府県）」、「地方公共団体（市町村）」、「地方公共団体（広域連合・一部事務組合等）」、「非法人」、「その他」のいずれかを記入してください。
- 3 「変更があった事項」の「変更の内容」は、変更前と変更後の内容が具体的に分かるように記入してください。
- なお、電子申請届出システムを利用する際は、「サービスの種類」に該当する付表に変更前と変更後の内容を入力、付表以外の添付書類等の変更内容は、「変更の内容」の（変更前）と（変更後）欄に、変更前と変更後の内容が具体的に分かるように入力してください。

第4号様式（第5条関係）

半田市介護予防・日常生活支援総合事業第1号指定事業者廃止・休止・再開届出書

年 月 日

半田市長 様

所在地

申請者

名称

代表者職名・氏名

次のとおり事業を廃止（休止・再開）するので届け出ます。

	介護保険事業所番号																			
廃止（休止・再開）する事業所	名称																			
	所在地																			
サービスの種類																				
廃止・休止・再開の別	廃止 ・ 休止 ・ 再開																			
廃止・休止・再開する年月日	年 月 日																			
廃止・休止する理由																				
現にサービスを受けている者に対する措置（廃止・休止の場合）																				
休止予定期間	休止日 ~ 年 月 日																			

備考 廃止又は休止する日の1月前までに届け出てください。
事業の再開に係る届出にあっては、当該事業に係る従業員の勤務体制及び勤務形態に関する書類を添付してください。